

## 課外活動の学外功労者に対する感謝状贈呈要項

学 務 部

(趣 旨)

第1条 神戸大学における課外活動の振興及び発展に貢献した学外者及び学外団体(以下「学外功労者」という。)に対し、学長から感謝状を送り、その功績を顕彰することを目的とする。

(感謝状贈呈基準)

第2条 感謝状の贈呈は、学外功労者のうち次の各号の一に該当する者に贈呈するものとする。

- (1) 課外活動団体の監督、師範、コーチ(以下「監督等」という。)として永年にわたって献身的に指導した者
- (2) 課外活動団体の監督等として、全国レベルの大会で優勝又はこれに準じる成績をあげるなど、課外活動団体の指導に特に顕著な功績があった者
- (3) 課外活動団体の育成に10年以上にわたって貢献した団体又は当該団体の運営に尽力した者
- (4) その他、前3号に準じ特に功績が顕著と認められる者、又は課外活動団体の振興及び発展に特に寄与した者

2 第1項第1号に規定する永年とは次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 毎月2回以上定期的に指導し、無償による指導期間が継続して10年を超えた場合
- (2) 無償による指導期間が通算して20年を超えた場合
- (3) 第1項第1号の規定により感謝状を受けた後において、5年以上の無償による活動実績を有して退任する場合

3 第1項の規定により感謝状を贈呈された者に対する次回以降の贈呈は、原則として前回の贈呈の基準となった年数を超えるものについて行う。ただし、年数に依りがたい場合はその都度功績等を勘案して贈呈する。

(感謝状の様式)

第3条 感謝状の様式は別紙のとおりとする。ただし、第2条第1項第4号に該当する場合は別に定めるものとする。

(感謝状の贈呈時期)

第4条 感謝状の贈呈時期は、原則として毎年3月とする。ただし、第2条第1項第3号

に該当する場合の感謝状の贈呈は、原則として当該団体の記念行事等の実施時期とする。

(選考)

第5条 感謝状贈呈対象者の選考は、顧問教員の推薦に基づき副学長が行う。

附 則

1. この要項は平成12年9月1日から施行する。
2. 課外活動学外指導者に対する感謝状贈呈要項（平成7年12月27日 学生部長裁定）は廃止する。

附 則

この要項は平成14年4月1日から施行する。

様式1（第2条第1項第1号関係）

		感謝状	
		氏名殿	
		あなたは（ ）年にわたり神戸大学	
		（団 体 名）の（役 職）として	
		部員の育成指導にあたられ本学課外活動	
		発展のため貢献されました	
		よってここに深甚なる謝意を表します	
平成	年	月	日
神戸大学長	氏	名	
			印

様式2（第2条第1項第2号関係）

		感謝状	
		氏名殿	
		あなたは神戸大学（団 体 名）の	
		（役 職）として部員の育成指導にあた	
		られ本学課外活動発展のため多大な貢献	
		をされました	
		よってここに深甚なる謝意を表します	
平成	年	月	日
神戸大学長	氏	名	
			印

様式3（第2条第1項第3号関係）

感謝状

氏名殿

あなたは永年にわたり神戸大学（団体名）  
並びに（後援会等の名称）の育成に  
御尽力され本学課外活動発展のため貢献  
されました

よってここに深甚なる謝意を表します

平成 年 月 日

神戸大学長 氏 名

印